

史料紹介 「軍令ニ関スル件」

明治四十年九月十一日、次の四条からなる「軍令ニ関スル件」が制定された。

第一条 陸海軍ノ統帥ニ関シ勅定ヲ經タル規定ハ之ヲ軍令トス

第二条 軍令ニシテ公示ヲ要スルモノニハ上諭（一）ヲ付シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ陸軍大臣海軍大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第三条 軍令ノ公示ハ官報ヲ以テス

第四条 軍令ハ別段ノ施行時期ヲ定ムルモノノ外直ニ之ヲ施行ス

この「軍令ニ関スル件」は陸軍省軍務局軍事課が起案したもので、帷幄上奏により親裁を経た事項は、今後軍令の形式を用いることとしたいとして、軍令案並びに理由書（史料一）を添えて、

中尾 裕 次

まず明治四十年八月九日に参謀総長奥保鞏に協議し、十二日に異存ない旨の回答を得た。翌十三日に海軍大臣齋藤實へ協議し、同じく十九日に異存ない旨の回答を得たので上奏、裁可を得たものである。

なぜ、この時期に軍令を制定する必要があつたかは、理由書に述べられているように、明治四十年一月に公文式に替つて公式令が制定されたことに起因する。これまで内閣総理大臣の副署を必要とする対象として、公文式は「法律及一般ノ行政ニ係ル勅令」（第三条）としていたが、公式令（第七条）では勅令全部がその対象となつたのである。そこで統帥大権に基づく軍事命令と行政事項に属する命令とを区別するために、軍令を制定する必要があつた。その狙いは、統帥大権の行使に関する事項への立法、行政機関の干与を排除するにあつた。

この「軍令ニ関スル件」は、未だ存在しない軍令の第一号をも

って制定されたが、法規的に妥当かどうかは疑問が残るところであり、手続き的に憲法違反とする指摘もある⁽²⁾。しかし、統帥が国務に対して独立しているのに公式令を改正しないとすれば、どうしても軍令第一号を以て軍令を制定する外なかったであろう。

「史料一」から判るように、「軍令ニ関スル件」は当初、案の段階では五条からなっていたが、部内軍令の存在を認めたくない海軍側の意見により、第四条が削除された。既に、海軍は明治二十九年一月に「内令号發布並取扱ニ関スル件」⁽³⁾を独自に制定し、海軍部隊の編制、定員等に関する命令の機密保持を図っていた。第四条を削除した結果、軍令は公示するもののみが対象となり、陸軍では公示しないで単に部内に令達する軍令についての取り扱いを定める必要が生じた。

そこで軍事課は、「軍令ノ制式ニ関スル件」（史料二）を起案上奏した。史料三は、その必要性について軍事課長大井成元が手を加えた軍事課の意見であり、史料四は著者不明であるが、それに対する反駁意見である。

また、この「軍令ニ関スル件」は、当初案では「公布」であったが、「公示」に訂正された。法律や勅令などの公布は、施行のための要件であるのに反し、軍令は公示しないのを原則とするから、施行のための要件ではないという考えからであった⁽⁴⁾。すなわち、軍令は公示しないという原則を前提として、例外的に公示を必要

とするものだけについての方式を定めたものである。

軍令の制定に伴い軍令及び軍政事項の発布形式について定めたものが史料五、新旧の使用番号の違い、官報登載事項及び新旧番号の対照について述べたものが史料六、史料七、史料八である。また、現行勅令中軍令として処理すべきものとして、内閣総理大臣に報告されたものが史料九である。

ここに引用した史料（一～九）は、陸軍側の史料で『陸軍省「密大日記」明治四十年自一月至四月』の「條例規則」の部、第一号「軍務局 軍令形式制定ノ件」に一括して編綴されている。全史料が野紙に毛筆書である。

註

(1) 法律、勅令、条約、予算など公布するとき天皇の裁可を表示したもので、「朕……之力施行ヲ命ス」等の語句をいう。

(2) 松下芳男「政治に干与した軍事法制」『軍事史学』第二号、一九六五八月、一六頁。大江志乃夫『日本の参謀本部』（中央公論社、一九八五年）一二七頁。

(3) 「内令号發布並取扱ニ関スル件」制定に至る経緯は次の通である。

内令号發布竝取扱ニ關スル件

明治二十九年一月二十二日（官房二一四）

軍令軍政ニ屬スル法令發布ニ關スル件左ノ通上奏裁可ヲ經タリ
明治二十八年十月二十五日（官房四〇八〇）

（海軍大臣ヨリ内閣總理大臣宛）

軍令軍政ニ關スル法令發布ニ關スル件

從來軍艦團隊定員表及水雷隊配備表ノ如キハ帝國憲法第十二條ニ依リ海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ムルノ大権ニ屬シ帷幄ノ機務ニ係ルヲ以テ海軍軍令部長ヨリ上奏シ裁可ヲ經タル後之ヲ内閣ニ提出シ勅令ヲ以テ公布ノ手續ナリシカ熟々考フルニ軍艦團隊ノ組織編制等ヲ官報ニ掲ケ世ニ公布スルハ自然之ヲ諸外國ニ表示シ軍機ノ秘密ヲ欠クノ恐アリ且此等ノ事項ハ他ノ命令ノ如ク公布シテ一般ニ周知セシムルノ必要ナキヲ以テ自今軍艦團隊定員ノ組織及水雷隊配備及之ニ類スル事件ニシテ軍事上秘密ヲ要シ且一般ニ周知セシムルノ必要ナキモノハ勅令トシ公布スルヲ止メ本大臣ヨリ海軍部内ニ傳達スルコトニ致度而シテ其軍令ニ屬スルモノハ海軍軍令部長ヨリ上奏シ裁可ヲ經タルトキハ内閣官制第七條ニ依リ本大臣ヨリ内閣ニ報告スヘク其軍政ニ屬スルモノハ本大臣ヨリ閣議ニ提出シ内閣ヨリ上奏裁可ヲ經タルトキハ直ニ本大臣ニ移牒セラレ度茲ニ閣議ヲ請フ

明治二十八年十二月二十六日（内閣議批一五）（内閣總理大臣）

軍令軍政ニ屬スル法令發布ニ關スル件請議ノ通上奏裁可ヲ經

タリ

明治二十九年三月二十八日（官房一〇三八）

（海軍次官ヨリ各廳長、軍令部長宛）

軍令軍政ニ屬スル法令發布ニ關スル件上奏裁可ヲ經タル旨本年一月官房第二一四号ヲ以テ海軍大臣ヨリ告達相成候ニ付テハ右軍令軍政ニ屬スル件及軍機ニ係ルモノヲ海軍部内ニ令達セラルトキハ自今「内令第何号」トシテ發布セラレ候條官房第二一四号告達ノ旨趣ニ基キ御取扱相成度此段及御通知候也

「内令号發布竝取扱ニ關スル件」所収、防衛研究所圖書館藏」

（4）高橋茂夫『「軍令」に関する若干の問題』（『軍事史学』第六号、一九六六年九月）七六頁。

史料一

理由

軍令按

朕軍令ニ関スル件ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布セシム「之カ施行ヲ命ス」

御名御璽

年月日

陸軍大臣

海軍大臣

軍令第一号

第一条 陸海軍ノ統帥ニ関シ勅定ヲ經タル規定ハ之ヲ軍令トス

第二条 軍令ニシテ公布「示」ヲ要スルモノニハ上諭ヲ附シ親署

ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ陸軍大臣海軍大臣年月日ヲ記入シ之ニ

副署ス

第三条 軍令ノ公布「示」ハ官報ヲ以テス

第四条 軍令ニシテ陸海軍部内ニノミ布達スルモノハ主任ノ陸軍

大臣海軍大臣所要ノ軍旨ヲ附シ之ニ署名ス

第五「四」条 軍令ハ別段ノ施行時期ヲ定ムル場合「モノ」ノ外

直ニ之ヲ施行スルモノトス

附則

現行勅令中本令第十二条ニ該当スルモノハ本令公布ノ日より軍令ト

改称ス

（「」内は訂正で朱字、中線は朱線）

從來軍機軍令ニ関スル事項ハ内閣官制第七條ニ依リ陸軍大臣海軍

大臣ヨリ帷幄上奏ヲ以テ親裁ヲ仰キ而シテ陸海軍部外ニ發表ヲ要

スルモノハ公文式第三條ニ依リ單ニ陸軍大臣海軍大臣ノ副署ノミ

ヲ以テ公布シ來レリ然ルニ先般公式令制定ト共ニ公文式ヲ廢止セ

ラレタル結果勅令ハ總テ内閣總理大臣ノ副署ヲ要スルコトナレ

リ抑モ事ノ軍機軍令ニ関シ若ハ之レト同一ノ性質ヲ有スル軍事命

令ハ憲法第十一條同第十二條ノ統帥大權ノ行使ヨリ生スルモノニ

シテ普通行政命令ト全ク其性質軌道ヲ異ニシ專門以外ノ立法機關

若ハ行政機關ノ干與ヲ許ササルヲ以テ建軍ノ要義ト爲ス

統帥大權ノ行使夫レ斯ノ如ク又内閣官制第七條ハ現行法トシテ尚

ホ存在スルカ故ニ此際統帥事項ニ関スル命令ハ特別ノ形式即チ軍

令ヲ以テ公布シ主任大臣ノミ之ニ副署スルコトト爲シ以テ行政事

項ニ屬スル命令ト判然之ヲ區別シ統帥大權ノ發動ヲ明確ナラシメ

「ントス」且同時に軍事機密及秘密ニ屬シ又ハ公布ヲ要セサル軍

令事項ニシテ從來帷幄上奏ヲ經テ陸海軍部内ニノミ布達シ來リタ

ルモノモ今後軍令ノ形式ヲ採ラシメントス

（「」内は訂正で朱字、中線は朱線）

（以下は軍事課長の朱字による書込）

海軍省ト交渉ノ結果軍令案ニ修正ヲ加ヘユルヲ以テ協議案理

由書共朱書ノ通夫々塗抹ヲ要セリ

八月二十日 大井

史料二

「軍令ノ制式ニ関スル件」

軍務局軍事課

上奏按

嚮ニ軍令ヲ制定セラレ其第一号ヲ以テ軍令ニシテ公示ヲ要スルモノニハ上諭ヲ附シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ陸海軍大臣副署スルコトニ定メラレ候処軍令ニシテ単ニ陸軍部内ニ令達セラルヘキモノト雖官報ヲ以テ公示ヲ要スルモノト同様親署御璽ヲ仰キ以テ軍令ノ制式ヲ一定シ勅令ノ威嚴ヲ示サレ候事適當ト認メ候間陸軍部内ノミニ達スルヲ要スヘキ軍令ニ於テモ此際總テ上諭ヲ附シ親署ノ後御璽ヲ鈐セラレ候事ニ致度謹テ奉仰允裁候

理由

軍令第一号ニハ公示ヲ要セサル軍令ニ関シテ未タ規定セラルヘ所ナク此規定ハ追テ示定セラルヘキ状況ニ在リ今從來公示ヲ要セス陸軍部内ニ達セラルヘ慣行ノ形蹟ヲ按スルニ帷幄上奏ヲ以テ裁可ヲ得タル軍事令達ハ勅令ヲ以テ公示セラレシモノヲ除クノ外陸軍部内ノ布達ハ「何々令定メラル或ハ何々ノ件改正セラル」等ノ形

式ヲ以テ陸軍大臣署名之ヲ發布シ来レリ然ルニ今般軍令ノ制定アリ勅令軍令ノ區分画然判別セラルヘニ至リシ以上ハ陸軍ニ於テ部ノ内外ニ依リ軍令發布ノ制式ヲ異ニスルノ理由ナキヲ以テ此際官報ヲ以テ公示ヲ要スルモノト陸軍部内ニノミ發布スヘキモノトヲ問ハス軍令ノ制式ヲ一律ニシ以テ統帥大權ノ所基ヲ明ニシ以テ大命煥發ノ威嚴ヲ示サントス是レ特ニ部内ニ要スル軍令ニ於テモ親署御璽ヲ仰キ奉ラントスル所以ナリ然レトモ軍令ノ系統ヨリ出ツル細微ノ規定若クハ其改正等煩些ノ件ニシテ時々發作速ニ區處ヲ要スルモノハ一正式ノ奏請ヲ經テ親署ヲ煩ハシ奉ルノ要少ナキヲ信スルヲ以テ此等ノ細務ハ特ニ陸軍大臣ニ委任セラレ以テ機軍ノ處置ヲ誤ルナキヲ期セント欲ス是レ又特ニ聖裁ヲ仰キ奉ル所以ナリ（中線は青線）

史料三

軍部内ニ令達セラルヘキ軍令發布ノ形式ニ就テ

一、軍部内ニ令達セラルヘキ軍令ナルモノアルヤ

官報ヲ以テ公示スル軍令ノ外軍部ニ対シ令達セラルヘキ軍令ノ存在スルコトハ軍令第一号第一条ノ明文ト同第二条ノ規定ノ及言トニ依リ既ニ明瞭ナリ

二、軍部内ニ令達セラルヘキ軍令アリトセハ其發布ノ形式如何
軍令第一号第二条ハ官報ヲ以テ公示スヘキ軍令發布ノ形式ヲ

定メタリト雖トモ部内軍令發布ノ形式ニ関シテハ何等規定スル所ナシ故ニ如何ニ其發布ノ形式ヲ定ムルモ不可ナキカ如シト雖モ若シ上諭ヲ付シ之ヲ發布スルコトハ豫メ允許ヲ經サルヘカラス而其上諭ノ形式ハ種々之レアルヘシト雖モ公示スヘキ軍令ト全然同一ノ形式ヲ採ルハ軍令第一号ノ精神ニ非サルヘシ如何トナレハ部内軍令モ公示軍令ト同一ノ上諭ヲ付シ同一ノ形式ヲ以テ發布スルヲ要スルモノトセハ本問題ハ部内軍令發布ノ形式ヲ定ムルニ非スシテ寧ロ軍令第一号ノ改正トナルヘシ即軍令第二号ニ於テ軍令ハ凡テ上諭ヲ付シ發布スヘキ旨ヲ規定セサル可ラサレハナリ

此改正ニ関スル責任ハ陸軍大臣ニ於テ該ルノ決心アリトスルモ本件ハ陸海軍令ノ形式ニ関スルヲ以テ陸軍大臣ノ上奏ハ直ニ海軍ト合議スヘキ上命ニ接スヘキヤ明ナリ然ルニ海軍ニ於テハ部内軍令ノ存在ヲスラ認ムルヲ欲セサル意嚮ナリシヲ以テ部内軍令ヲ公示軍令ト同一形式ヲ以テ發布スルノ提議ニハ到底賛同セサルヘシ

三、部内軍令ニ必ス上諭ヲ付セサル可ラサル必要アルヤ

一般ニ公示セラルヘキ軍令ハ勅令ト同一ノ格式ナルヲ以テ其發布ノ形式ヲ森嚴ナラシムルノ要アルモ部内軍令ノ如キハ單ニ軍部内ノ令達ニ止リ強イテ陸海軍以外ノ官公衙及臣民ニ公示ヲ要スルモノニ非サルヲ以テ其發布ノ形式ノ如キハ簡約ニ

シテ施行迅速ナルヲ要ス而其規定ニ軍令ノ番号ヲ附スル以上ハ軍令第一号第一条ニ因リ勅定ヲ經タルモノナルコトハ自ラ明確ナリトス即チ簡單ナル宣旨ヲ附シテ陸軍大臣之ヲ布達スレハ足レリ其形式ノ如何ニ因リ軍令ノ効力ヲ異ニシ又ハ軍令ノ性質ニ變化ヲ及スヘキモノニ非サルナリ

凡ソ行政事項ハ各省大臣ノ擔當スル所ニシテ勅令ハ裁可ヲ受ケ省令訓令告示等ハ概ネ大臣ノ委任職權ヲ以テ發布セラルト雖トモ獨リ軍令事項ニ関シテハ軍統帥ハ大元帥陛下之レヲ親行セラルノ本義ニ基キ軍令事項ニシテ一般ニ公示ヲ要スルモノハ勅令ト等一ノ格式ヲ以テ發布セラレ單ニ部内ニ令達セラルヘキモノハ如キハ行政上ノ省令訓令告示ノソレノ如ク大元帥陛下ニ於テ任意規定發布セラルモノトス而シテ此等ノ軍令事項ニシテ皆大元帥陛下ノ管知規定ヲ要スルハ統帥ヲ躬行セラルノ必要ニ基クモノトス

四、部内軍令中重要ナルモノニ上諭ヲ付シ輕易ナルモノハ宣旨ヲ付シ布達ス

部内軍令中ノ重要ナルモノニ公示軍令ノ形式ト全然同一ナラサル限リ他ノ上諭ノ形式ヲ用ユルコトヲ奏請スルモ敢テ不可ナシト雖モ然ルトキハ輕易ナル軍令ニハ宣旨ヲ付セサル可ラス既ニ宣旨ヲ付スルヲ以テ軍令ノ形式十分ナリトスレハ二様ノ形式ヲ定ムルノ必要何レニ在ルヤ又部内軍令ニ悉ク御名ヲ

奏請シ上諭ヲ付シ發布スルハ徒ラニ手數ヲ費スノミニシテ編制表改正ノ如キハ少數ノ定員増減スラ上諭ヲ求メテ發布セサル可ラサル煩累アリトス

五、部内軍令中重要ナルモノノミ上諭ヲ付シ輕易ナル軍令ハ陛下ノ御委任ニ依リ陸軍大臣之レヲ規定發布ス

軍令第一号第一条ニ因レハ陸海軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規定ヲ軍令トセラル故ニ勅定ヲ經サル規定ヲ軍令トナスコト能ハス又軍令ハ統帥ニ關スル事項ニシテ必ス勅定ヲ經サル可ラサルモノタリ

故ニ本案ヲ實行センニハ豫メ陸軍大臣ニ輕易ナル軍令ノ規定權ノ御委任ヲ奏請シ之レカ允許ヲ得サル可ラス然ルニ至高統帥權ヲ委任セラレサルハ憲法ノ明文ニ確定シアルノミナラス統帥ニ關スル事項ノ至高規定ハ事ノ大小ニ論ナク悉ク軍令第一号第一条ニ因リ勅定セラルヘキ旨近々制定セラレタルニ非スヤ之レ陸海兵馬ノ至高統帥ハ現實ニシテ躬行セラルヘキ建制ニ基クモノニシテ恰モ事故ノ生セサル限り師團長ノ師團ノ司令權ヲ一部ト雖トモ代理セシメサルト同一ノ主義ナリ即全軍ノ至高軍令權ハ事ノ大小輕重ニ論ナク必ス親行セラルヘキモノニシテ軍ノ直接行動ヲ律スル軍命令ト相俟テ始テ全軍統帥ヲ躬行セラルヘノ本義ヲ全フスヘキモノナリ凡ソ軍ヲ指揮号令センニハ其指揮官自ラ之レカ要求ニ照應スル如ク軍令

事項ヲ規定スルヲ要スルハ独リ全軍ノミナラス各團隊ヲ通シテ動ス可ラサル一大原則ナリ

以上ノ理由ニ基キ至高軍令ノ規定權ハタトヒ其一部ト雖モ何人ニモ委任セラレサルコト恰モ全軍ノ至高司令權ヲ何人ニモ委任セラレサルト同一ナリ独リ軍令ノ條項ニ於テ特別ノ場合ヲ指定制限シテ輕易ナル軍令ノ規定ヲ直隸官ニ特許セラルヘコトアルモ一般概括的ニ軍令ノ規定權ヲ付与セラルヘコトナシ

六、部内軍令中重要ナルモノノミ上諭ヲ付シテ發布シ他ハ行政事項トシテ陸軍大臣之レヲ規定布達ス

軍令制定ノ結果統帥ニ關シ勅定ヲ要スル規定ハ之レヲ軍令トナサヘル可ラス故ニ軍令ノ規定ト行政上ノ規定トハ自ラ系統ヲ異ニシ輕易ナル事項ナルカ故ニ行政事項トナスト謂フカ如キヲ許サス例令ハ軍令ヲ以テ發布セラレタル規定ノ一部改正ノ如キハタトヒ輕易ノ事項ナルモ之レヲ行政事項トシ改編ノ手續ヲナス能ハサルカ如シ之レ勅令ハ勅令ヲ以テ改變シ軍令ハ軍令ヲ以テ改變スヘキモノナルヲ以テナリ

今若シ服裝規則ノ如キモノヲ行政事項ナリト仮想スルニ該規則ノ如キハ勅定ヲ經サル迄モ少クモ允裁ヲ請ハサル可ラス然ルニ行政事項ニシテ勅裁ヲ經タルモノハ勅令タルヘキモノナリ勅令ハ主相ヲ經由セサル可ラス又若シ勅令トセスシテ他ノ

行政命令トシテ發布センカ敢テ允裁ヲ經ルノ要ナシ若シ允裁ヲ經タル後ニ之レヲ勅令以外ノ行政命令トシテ發布センカ内閣官制第七條ニ因リ陸海軍大臣ニ其權限ナキノミナラス各大臣ニシテ行政ニ關シ各個ニ允裁ヲ經ルコトヲ得ヘシトセハ各省官制通則内閣官制ノ規定スル首相ノ行政ノ統一ハ之レヨリ紊乱スルニ至ルヘシ

叙上ノ事由ニヨリ從來發布セシ部内軍令ニシテ其規定ノ当然行政事項ニ屬スルモノハ將來之レヲ判別シテ行政上ノ取扱トナシ一般ニ公示スルヲ要スルモノハ軍令トシテ官報ヲ以テ公示スルヲ可トス而シテ他ノ軍令ハ従前ノ如ク勅定ノ上宣旨ヲ付シテ發表スルヲ可トス

史料四

軍令トハ明治四十年軍令第一號第一條ニ示ス如ク天皇ノ統帥大權ニ基ク命令ニシテ其内容ニ至テハ極メテ重要ナルモノアルヘク比較的重要なナルサルモノアルヘシ或ハ官報ヲ以テ公示シ世上ニ周知セシムルヲ便トスルモノアルヘク或ハ汎ク世上ニ發表スヘカラサルモノアルヘシト雖モ其ノ統帥大權ニ基ク天皇ノ命令タルニ至テハ一ナリ官報ニ登載スルカ故ニ特別ノ形式ヲ具フルヲ要シ軍部内ニ限り開示スルモノナルカ故ニ形式ヲ略セサルヘカラサル理由ナシ之ヲ公示スルト否トニ論ナク其ノ内容ノ重要ナルト然ラサルト

ヲ問ハス均シク天皇ノ命令タル以上ハ一定ノ形式ヲ具ヘサルヘカラス官報ヲ以テ公示スルハ既ニ制定セラレタル軍令ヲ公表スルマテノコトニシテ公表スルモセサルモ軍令ハ軍部ニ對スル命令ニシテ公表スルカ為ニ其ノ性質ヲ變シテ人民一般ニ對スル命令トナルモノニハアラス公表スル軍令ト公表セサル軍令トハ其ノ性質ニ差異ナク又其ノ間決シテ輕重ノ別ナシ

軍令第一號第二條ハ公示ヲ要スル軍令ノ形式ヲ定メ公示ヲ要セサル軍令ニ關シテハ何等掲明スル所ナシ惟フニ其ノ公示ヲ要セサル軍令ノ形式ニ付テハ或ハ多少變例ヲ設ケ得ルノ餘地ヲ存シタルモノカ然レトモ其ノ他ノ條項ハ汎ク軍令ニ關シ規定スルニ拘ハラズ本條ハ特ニ公示ヲ要スルモノニ限りテ其ノ形式ヲ掲ケ公示ヲ要セサルモノニ關スル規定ノ缺如ニ屬スルハ体ヲ備ヘタルモノニアラサルノミナラス果シテ變例ノ為ニ餘地ヲ存スルノ要アルヤ均シク憲法第十一條ニ基ク大權命令ナルニ拘ハラズ其ノ公示ヲ要セサルモノニ付テハ何故ニ上諭ヲ要セサルカ何故ニ親署ヲ要セサルカ御璽ヲ要セサルカ將タ何故ニ副署ヲ要セサルカ公示ヲ要スル軍令ニ付テハ何故ニ天皇直接ニ之ヲ命令シ公示ヲ要セサルモノニ付テハ何故ニ宣旨ヲ用井間接ニ天皇ノ命令ナルコトヲ告知セサルヘカラスカ

按スルニ軍令第一號第二條及第三條ノ規定ハ左ノ如クナルヘキヲ至當トス

第二條 軍令ニハ上諭ヲ附シ親署ノ後（以下畧之）

第三條 軍令ニシテ公示ヲ要スルモノハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

軍令ノ制定日尚ホ新ナリ之カ修正ハ之ヲ他日二期シ今ハ宜シク内規ヲ設ケテ其ノ缺ケタルヲ補フヘキノミ

尚ホ別紙『軍部内ニ令達セラルヘキ軍令發布ノ形式ニ就テ』ト題スル意見ニ付項ヲ逐フテ卑見ヲ陳述ス

第一項ニ付テ、 世上ニ公示セラレサル軍令ナルモノ存ス

第二項ニ付テ、 世上ニ公示セラレサル軍令ノ形式ハ公示セラルル軍令ト全然同一ノ形式ニ依ラサルヘカラス

此ノ主義ハ決シテ軍令第一號ニ牴觸スルモノニアラス軍令第一號ノ規定ノ缺ケタルヲ補フ效アルモ決シテ同令ノ改正トナルモノニアラス同令ニハ公示ヲ要セサル軍令ニハ上諭ヲ付セス親署セス御璽ヲ鈐セス等ノ明條ナキノミナラス公示ヲ要セサル軍令ニ付テハ實ニ何等規定スル所ナケレハナリ

第三項ニ付テ、 公示ヲ要セサル軍令ニモ上諭ヲ附スル等公示ヲ要スル軍令ト同一ノ形式ヲ具フル必要アリ

軍令ハ凡テ軍部ニ對スル天皇ノ命令ナリ同シク天皇ノ命令ニシテ同シク軍部ニ對スルモノナル以上ハ同シク其ノ形式ヲ森嚴ナラシムルヲ當然トス軍令ノ形式ニ他所行着ト常服ノ別ヲ設クヘキ理由ナシ

第四項ニ付テ、 軍令ノ規定スル實質ノ輕重ニ從ヒ其ノ形式ヲ異

ニスルノ理由ナシ實質ノ如何ヲ問ハス均シク天皇ノ命令ナルコトヲ忘ルヘカラス

輕易ナル軍令マテモ盡ク親署ヲ奏請シ上諭ヲ付スルハ手續煩シケレハ宣旨ヲ付スルヲ以テ足レリトスルノ說ナレトモ了解シ難キ說ナリ宣旨ヲ付スルトシテモ大臣限りニテ處理スヘキ限りニハアラサルヘシ苟モ天皇ノ命令ナル以上ハ命令ノ實質ニ付キ裁可ヲ經サルヘカラス之ニ宣旨ヲ付スルト之ニ上諭ヲ付シ親署ヲ請フト手續上果シテ幾許ノ繁簡カアル況ヤ手数ノ繁簡ヲ以テ決スヘキ問題ナラサルニ於テオヤ

第五項ニ付テ、 天皇ノ委任ニ依リ陸軍大臣ヲシテ軍令ヲ發セシムヘシトノ說アリトハ果シテ真カ暴論モ極レリ軍令第一號第一條ニ謂ハスヤ「陸海軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規定ハ之ヲ軍令トス」ト

第六項ニ付テ、 軍令ハ天皇ノ統帥命令ナリ軍ノ統帥ト軍事行政トハ全然別種ノ物ナリ混同スヘカラス

結論。 公示ヲ要セサル軍令モ公示ヲ要スルモノト同シク上諭ヲ附シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ陸軍大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署スルヲ可ナリトス

史料五

高級副官省内各局へ通牒

爾今公示及部内ニ發布スル軍令、行政事項ニ関スル令達及通牒事項等ハ其種類ニ依リ使用番号ヲ左ノ通改廢セラレ候条承知相成度候

軍令中公示スヘキモノ

陸海軍共通ノモノ

軍令第 號

陸軍ニ関スルモノ

軍令陸第 號

(海軍に関するものは軍令海第 号である)

軍令中公示セサルモノ

軍事機密事項

軍令陸甲第 號

秘密事項

軍令陸乙第 號

行政事項ニ関スル官報公布令達

勅令第 號

省令第 號

訓令第 號

告示第 號

陸達第 號

行政及軍令ニ關係スル事項ノ令達及其他ノ往復通牒等

軍事機密事項

陸機密第 號

秘密事項

陸密第 號

普通事項

陸普第 號

訓示内訓等

陸訓第 號

史料六

公文書番號ニ関スル調書

從來使用番號

一、陸達號

從來上奏ヲ經シ令達及行政ノ事項ニ関スル令達ニシテ永久又ハ一時的ノモノヲ布達シ且ツ陸軍全般(歩兵ハ大隊迄)ニ頒布ス
部内外ニ必要ノモノニ限り特ニ官報達欄ニ掲載ス

二、送甲號

全ク部外ニ對シ日常ノ往復文書ニ使用ス

三、送乙號

秘密及普通事項ノ永久及一時ノ令達又ハ日常ノ往復訓示訓令内牒等ノ文書等ニ使用ス

平時編制勤務令又ハ行政事項ノ令達及單簡ナル往復文書等ノ如シ

四、送丙號

軍事機密ニ関スル事項ノ令達及其往復文書ニ用ユ動員計畫書類時トシテ外交ノ機密事項ニモ用ユ

五、密發號

行政事項、軍令事項ニ涉ルモノニ對シ使用シ場合ニ依リ送乙號ト

同様ニ使用ス

改定使用番號

一、陸達號

主ニ行政事項ノ令達ニシテ全ク永久的ノモノニ用ユ
部内外ニ必要ノモノニ限り特ニ官報達欄ニ掲載ス

二、陸機密號

軍事機密ニ關スルモノ

軍令事項、行政事項ノ令達及往復文書ニ用ヰ其書類ノ整理ハ其事
項ノ區分ニ依ル

三、陸密號

秘密ニ關スルモノ

軍令事項、行政事項ノ令達及往復文書ニ用ユ書類ノ整理ハ前ニ同
シ

四、陸普號

機密秘密外ノモノ

軍令事項、行政事項ノ令達及往復文書ニ用ユ書類ノ整理ハ前ニ同
シ

五、陸訓號

訓令訓示等ノ事項ハ秘密普通事項ヲ論セス此種ノ書類ノミニ使用
シ書類整理ノ便ニ資ス

史料七

官報登載事項

行政事項

法律

憲法ノ規定ニ基キ議會ノ協賛ヲ經テ制定セラレタル掟

勅令

憲法第八條及第九條ニ依リ發セラルル大權命令

省令

法律又ハ勅令ニ依リ各省大臣ノ權限内ニテ發スルコトヲ
得ル行政事項ノ規則

告示

省令ト同一範圍内ニ於テ輕易ナルモノ換言セハ告示ハ法
律命令又ハ省令ノ範圍内ノ事項又ハ規定内ノ事項ニ非サ
ルモ其規定ニ牴觸ナキモノニシテ各省大臣ノ權限ニ依リ
發シ得ヘキ人民ノ權利義務ニ關係少ナキモノトス

法律勅令及省令ニハ罰則ヲ附シ得ルモ告示ニハ附スル
能ハス

陸達

陸軍ノ行政事項ニシテ部内ニ布達シ永久ニ適用スヘキモ
ノニ限り官報ニ登載ス

訓令

陸軍ノ行政事項ニ關シ部内外ニ達スル訓令ニシテ永久又
ハ一時ノモノ

軍令事項

軍令

陸海軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規定

軍令陸

同上陸軍ノミニ關スル事項

軍令陸丙

同上陸軍ノ普通ニ關スル事項

(但シ官報登載ハ要スル事項ニ限ル)

史料八

番号ノ対照

改定(案)	現行
法律	法律
勅令	勅令
省令	省令
訓令	訓令
告示	告示
軍令	勅令
軍令陸	勅令
軍令陸甲	勅令
軍令陸乙	送丙
軍令陸丙	送乙
陸機密	送乙 陸達
陸密	軍事機密ノ指示ヲナシタル送丙
	送乙 送甲 (部外ニ用ユ)
	秘密ノ指示ヲナシタル送乙
	送甲 (部外ニ用ユ)
陸普	送乙 送甲 (右同)
陸達	陸達
陸訓	密發

史料九

陸軍

- 一、戰時大本營條例
- 一、元帥府條例
- 一、軍事參議院條例
- 一、參謀本部條例
- 一、陸軍參謀條例
- 一、陸軍高等官衙副官條例
- 一、陸軍大學校條例
- 一、教育總監部條例
- 一、防務條例
- 一、衛戍條例
- 一、東京衛戍總督部條例
- 一、韓國駐劄軍司令部條例
- 一、師團司令部條例
- 一、旅團司令部條例
- 一、要塞司令部條例
- 一、臺灣守備混成旅團司令部條例
- 一、臺灣總督府陸軍幕僚條例
- 一、關東都督府陸軍部條例
- 一、臺灣ニ臺灣守備軍司令官ヲ置クノ件

一、師団長ハ當分ノ内陸軍大將ヲ以テ之ニ親補スルコトヲ得ルノ件

演習ニ参列セシムル件

一、對馬警備隊司令部條例

一、陸軍懲罰令

一、陸軍懲治隊條例

一、聯隊區司令部條例

海軍

一、沖繩警備隊區司令部條例

一、陸軍戸山學校條例

一、戰時大本營條例

一、陸軍騎兵實施學校條例

一、元帥府條例

一、陸軍砲工學校條例

一、軍事參議院條例

一、陸軍野戰砲兵射擊學校條例

一、防務條例

一、陸軍要塞砲兵射擊學校條例

一、海軍軍令部條例

一、陸軍電信教導大隊條例

一、鎮守府條例

一、陸軍士官學校條例

一、旅順鎮守府條例

一、陸軍中央幼年學校條例

一、海軍港務部條例

一、陸軍地方幼年學校條例

一、旅順海軍港務部條例

一、陸軍砲兵工科學校條例

一、豫備艦部條例

一、陸軍管區表

一、海軍望樓條例

一、陸軍特命檢閱條例

一、要港部條例

一、將校演習旅行條例

一、艦隊條例

一、陸軍參謀官高等官衙副官ノ補職ニ関スル件

一、驅逐隊艇隊條例

一、陸軍官衙學校ニ在職スル將校同相當官ヲ軍隊ニ於テ実施スル

一、海軍艦船條例

一、潜水艇隊條例

一、海兵團條例

一、水雷團條例

一、敷設隊條例

一、旅順敷設隊條例

一、海軍檢閱條例